

# 埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

## 第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

## 第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
  - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
  - (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
  - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
  - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
  - (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
  - (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
  - (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
  - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

## 第3章 日本語教育の推進体制

## **第1章 日本語教育推進の基本的な方向**

### **1 日本語教育推進の目的**

日本語教育の推進は、県内に居住する外国人等が日常生活及び社会生活を県民と共に営むための環境整備に資するとともに、地域の理解と関心を深める上で重要である。

日本語教育は外国人等に限らず、外国人等と共生する地域住民にとっても住みやすい地域づくりや地域活性化につながる基盤になることから、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するとともに、各国・地域との交流を促進していく。

### **2 県の責務**

県は、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）に基づき、市町村等の日本語教育に携わる関係者との役割分担を踏まえつつ、庁内関係部局や関係機関と連携しながら、各地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を策定し、その実施に努める。

### **3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携**

県は、市町村、地域の国際交流協会、外国人等を雇用する事業主、NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者と連携して施策を策定し、その実施に努める。

## **第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項**

### **1 県内における日本語教育の機会の拡充**

#### **(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育**

県は、外国人等である児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成等の教育支援の充実を図る。

中学校夜間学級については、生徒の約6割を外国籍の者が占めており、義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であることを踏まえ、教育内容の充実、教職員の研修等により、中学校夜間学級における体制整備を支援する。

また、外国人等の子供が日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り開くことができるよう、適切な教育の機会を提供するため、幼少期に日本語に触れる環境づくり、小・中・高校の各段階における就学促進、学校での受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実を図るほか、学校と保護者の連携に必要な支援を行う。その際、母語・母文化の重要性や、保護者の教育への理解促進についても留意する。

さらに、日本人と外国人等の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会を実現する。

#### **【取組のイメージ】**

- ・ 日本語の指導を行うための教員等の配置
- ・ 実践的な教員研修の実施
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成
- ・ 教育内容の充実、教職員の研修等を通じた中学校夜間学級における体制整備の支援

#### **(2) 外国人留学生等に対する日本語教育**

在留資格「留学」による県内外国人留学生（以下「留学生」という。）は、平成27年の約1万3千人から令和2年には約1万8千人に増加している。

留学生は、留学を通じて高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、地域社会や文化への理解を深めていることから、留学を終えた後の県内への定着・活躍が期待される。

県は、留学生の留学後の県内への定着を図るため、留学生を対象に就職後

の職場における円滑なコミュニケーション能力や業務・日常生活で必要となる日本語能力の習得を支援する。

また、留学生にとっては地域の国際交流団体が重要な居場所となることから、各国際交流団体と連携して留学生と地域住民が接する場を設け、留学生が日本語に触れる環境の充実に努める。

さらに、留学生が日本語教育の担い手として活動できる環境を支援する。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 文化庁が作成した「生活者としての外国人に対する標準カリキュラム案」等の日本語教材の普及・啓発
- ・ 日本語と併せて文化・マナー・習慣等を学ぶ日本語教材の作成
- ・ 留学生向け就職説明会等を活用した就職に必要な日本語・マナーを学ぶ機会の提供

### (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育

外国人労働者は、製造業、建設業、卸売・小売業、医療・福祉等の様々な分野で就労している。平成27年から令和2年までの5年間で、県内の外国人雇用事業所は6,605事業所から13,164事業所と倍増している。県内の外国人労働者は、約3万7千人から約8万2千人と約2.2倍に増加している。在留資格別では、技能実習が平成27年から令和2年までの5年間で、約6千人から約1万8千人と約3倍に増加している。

また、平成31年4月に導入された特定技能制度による外国人労働者も今後増加が見込まれる。両制度とも事業主や監理団体、登録支援機関による日本語教育が行われる。

一方、外国人を雇用する事業所の半数以上が30人未満規模の事業所であり、外国人等である労働者への事業所ごとの日本語教育や学習機会の提供に限界がある。

このような状況の中、県は、監理団体等との適切な役割分担を踏まえて、事業主がその雇用する外国人等に対して行う、業務上必要とする専門的な日本語や職場における意思疎通に必要な日本語等の学習機会の提供を支援していく。

また、雇用される外国人等は地域の一員でもあることから、県は地域の日本語教室と外国人等が多く就業する事業所等の適切な連携を支援する。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 外国人等が多く就業する事業所等における日本語学習の支援や日本

語教材の普及

- ・ 日本語と併せて文化・マナー・習慣等を学ぶ日本語教材の作成
- ・ 企業の日本語教育担当者が参加できる研修機会の提供

#### **(4) 地域における日本語教育**

県内在留外国人は、過去5年間一貫して増加している。様々な背景を持つ外国人等住民の増加に伴い、求められる日本語教育も多様化している。こうしたニーズに応えるため、日本語教師、行政、国際交流協会、ボランティア、NGO 等が、学習支援・教室運営等の地域における日本語教育を担っている。

一方、日本語教室の設置状況は地域により差がみられる。

外国人等住民が、自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになるためには、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図り、学習内容を一定水準に保つことが重要である。

このため、県は、市町村、国際交流協会、NGO 等の地域の日本語教育に携わる関係者と連携し、県内各地域の実情に応じた日本語教育を支援する。文化庁が作成している「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等の普及や ICT 教材の活用研修の実施により、外国人等住民に必要な日本語学習が提供され、学習内容が一定の水準を維持できるよう支援する。

また、地域の日本語教室では教室の運営を担うボランティアの高齢化が進み、人材確保が課題となっている。このため、大学生等の若者へ働き掛けることで人材の確保に努めるとともに、将来日本語教育に携わる関係者を増やしていく。

#### **【取組のイメージ】**

- ・ 日本語教室が開催されていない地域での ICT 教材の普及
- ・ 地域国際交流協会、大学、NGO 等の日本語教育・人材育成の先進取組の支援
- ・ 地域日本語教育コーディネーター等の地域の日本語教育の体制づくりを支援する人材の発掘・育成
- ・ 日本語教室で日本語教育に携わる人材への研修の実施
- ・ 地域の日本語教室や交流会への参加の促進や生活に関する情報提供
- ・ 日本語教室における ICT 等の活用支援
- ・ 教育経験のある人材の掘り起こしや学生等への働き掛け

## 2 県民の理解と関心の増進

外国人等が地域の一員として受け入れられ、地域に参加し共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが重要となる。

日本語教育は外国人等に限らず、外国人等と共生する地域住民にとっても住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であることから、県は、やさしい日本語の活用など、外国人等を受け入れる地域住民の理解を促進するための普及啓発に取り組む。

国際交流イベント等での普及啓発を通じて、日本語教育に関心が薄い人や若者を中心に日本語教育を身近に感じ関心を高めてもらうことで、将来日本語学習に携わる関係者を増やしていく。

### 【取組のイメージ】

- ・ 県民が多く参加する国際交流イベント（国際フェア等）での普及啓発
- ・ 外国人等を含めた地域住民の日本語教育に対する理解を深めるための情報発信

## 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成

### (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成

様々な背景を持つ外国人等住民の増加により、質の高い日本語教育が必要とされている。

これを受けて県は、地域で日本語教育に携わる関係者の養成や、能力を向上させるための研修の実施等を通じて、日本語教育に携わる人材の発掘・育成に努める。

### 【取組のイメージ】

- ・ 日本語教育に携わる人材の養成、能力の向上を目的とした研修の実施
- ・ 地域日本語教育コーディネーター等の地域の日本語教育の体制づくりを支援する人材の発掘・育成
- ・ 市町村の日本語教育担当者を対象とした研修の実施
- ・ 地域の日本語教育に携わる人材として JICA 協力隊員や日本語パートナーズの経験者の活用
- ・ 教材等の情報共有や相互協力につながる情報発信

### (2) 日本語教育に関わる外国人材の掘り起こし

外国人等が地域の一員として、地域に参加し共生していくためには、日本

語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが重要となる。

一方、県内には十分な日本語能力を身に付け、地域の一員としてコミュニケーションをとることが可能な外国人も多く暮らしている。このため、県は、外国人等住民が日本語教育の受け手、日本人が日本語教育の担い手と画一的に捉えることなく、日本語能力の高い外国人等が日本語を学習する外国人等を支援できる環境づくりを進めていく。

#### 【取組のイメージ】

- ・ 地域国際交流団体等と連携した担い手としての外国人等の活動の掘り起こし
- ・ 企業や大学と連携した外国人等の日本語教育・学習支援への参加の働き掛け

## 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供

### (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等

外国人等住民の増加や日本の社会や文化への関心の高まり等により、日本語学習者が増加傾向にあるほか、日本語学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様化が進んでいる。

県は、今後の取組の改善に役立てるため、必要に応じて外国人等住民の日本語学習者や日本語教室の実態を把握し、課題を見つけ出すための調査を実施する。

### (2) 日本語教育に関する情報の提供等

日本語の学習を希望する外国人等をはじめ、日本語教育に携わる関係者や地域住民、企業等が、日本語教育に関する必要な情報にアクセスできるよう、県は、ホームページやSNSを通じて多言語で、学習教材、地域の日本語教室の情報、市町村の日本語教育の担当部署等をウェブサイトに掲載し、適宜情報提供を行う。

## 第3章 日本語教育の推進体制

県は、学識経験者、市町村、NGO等の意見を聴きながら、関係部局が連携し日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。